

堺市情第 2863 号
令和 8 年 1 月 29 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 井尻 雅之 様
大阪南地域協議会
議長 藤原 一也 様
堺地区協議会
議長 平間 明弘 様

堺市長 永藤 英機

要望書について（回答）

平素は、市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和 7 年 11 月 6 日付けで提出されました要望書について、別紙のとおり回答します。

今後とも、市政発展のためご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課
谷内、岩木

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel : 072-228-7475
Fax : 072-228-7444
Mail : shijo@city.sakai.lg.jp

要望に対する回答

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 雇用対策の充実・強化について

①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について

2024年・2025年と2年連続で「大阪政労使の意見交換会」が開催されており、本年度についても積極的に参画すること。意見交換会では賃上げの他に、雇用・労働政策に関する具体的な課題や対応策についても協議を深めること。

また、滋賀県や和歌山県、兵庫県などで行われた三者による共同メッセージや共同宣言等、社会的波及効果の高い実効性のある取り組みを大阪府としても積極的に実施すること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

大阪版政労使会議は、行政からは厚生労働副大臣・大阪労働局長、大阪府知事等が出席していますが、本市を含め基礎自治体は参加していません。

本市は、大阪労働局が設置する大阪働き方改革推進会議に参画しており、同会議の基本方針では、賃金引上げのための環境整備と生産性の向上、人材確保対策等及び長時間労働の抑制といった相互に密接に関連する取組を一体的に実施することが重要としており、構成団体である国・地方自治体・労働団体・経済団体・金融機関等と情報共有や意見交換を行い、必要な取組を連携して進めています。

今後も関係機関と連携・協力し、全ての人材の活躍と雇用の確保を図る観点から有効性の高い取組を行います。

②人材の確保とマッチング機能の強化について

府内の人材確保を必要とする製造・運輸・建設業界での人材不足の解消を目的として設立された大阪府の「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、人材の確保につなげること。

また、医療・福祉関係など様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化の拡充はもとより、新物流効率化法の周知と実効性を高める指導を行うこと。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、さかい JOB ステーションにおいて、若者や女性をはじめとした就職支援を行っています。

円滑な就労につなげるためには、労働環境を改善し求職者と事業者のミスマッチを解消することが重要な課題であり、セミナー開催等を通じ、市内事業者の働き方改革の推進を支援しています。

また、令和6年度から開始した就職支援事業であるキャリアナビさかいでは、

未就労女性や不本意ながら非正規雇用で働いている方に対する就職・転職支援、市内事業者に対する人材確保支援に取り組むことで、マッチング機能を強化しました。

加えて、令和 7 年度から新たにデジタルスキル習得支援事業を始めました。幅広い業種で知識が活用できる IT パスポートの試験対策講座をさかい JOB ステーションやキャリアナビさかいの会員を対象に行うことで、求職者のスキルアップを支援します。また、両施設により市内企業就職に向けた支援に取り組んでいます。

また、改正物流効率化法は、国が行う説明会の参加者募集情報をメールマガジンで発信し、周知に取り組んでいます。

(2) 就労支援施策の強化について

①地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、大阪府の交付金を活用し、ジョブシップさかい（(公財) 堺市就労支援協会）内に堺市地域就労支援センターを開設し、障害者・ひとり親家庭の親・中高年齢者等の就職困難な方々に対して、就労相談等の就労支援を行っています。55 歳以上の求職者に対しては、ハローワーク等と連携して定期的に就職面接会等も実施しています。

また、就職氷河期世代やひとり親家庭の親の優先枠を設けた職業能力開発講座を実施し、就労支援の強化を図っています。

②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む市内中小企業等を情報提供や奨励金の交付等により支援する堺市障害者雇用貢献企業認定制度において、認定を行っています。

奨励金の交付対象に10年以上継続雇用している企業を設定するなど、長期の職場定着に対する支援も行っています。

加えて、本市やハローワーク堺等との共催による障害者雇用の促進に関するセミナーや障害者就職面接会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催による障害者の雇用管理に関する講座を定期的を開催し、国の支援制度等も案内しています。

また、堺市地域就労支援センターにおいて、障害者等就職困難者の個別の状況に応じた就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っています。

今後も、障害者の雇用促進及び障害者それぞれの自立・就労に向けた各種支援を進めます。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

(回答) 文化観光局 文化国際部 国際課

産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、日本人と外国人が安心して暮らせる共生社会の実現を目的に、堺市

立多文化交流プラザ・さかいを拠点として、法律や在留資格等の知見に基づく専門的な相談ができるオンライン相談会を大阪府国際交流財団と協働で開催するなど、他の関係機関と連携し、外国人に対する取組を進めています。

「生活者としての外国人」が、日本語で意思疎通が図れるよう日本語教室を開催し、地域の一員として暮らせるよう支援しています。加えて、ボランティアの方が運営する地域日本語教室は外国人が日本語を継続的に学べる場であるだけでなく、社会的な孤立を防ぎ、文化や習慣等日本社会を理解し、地域社会に溶け込むためのよりどころにもなっていることから、日本語教室を開催する民間非営利団体に対し1団体15万円を限度として、補助対象経費の2分の1以内を交付する補助制度を設けています。

引き続き、地域日本語教室を運営している民間非営利団体や専門家等とも連携し外国人を取り巻く状況把握に努め、外国人が地域に溶け込めるよう支援します。

また、市内企業を対象に外国人材雇用支援セミナーを開催し、外国人雇用の現状や法制度等の解説、外国人労働者の育成方法等を説明しています。同セミナーでは、コミュニケーションにおける伝わりやすい日本語の工夫等、外国人採用での成功事例等も紹介しています。

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(回答) 健康福祉局 健康部 健康推進課

本市では、令和2年4月に全面施行された改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙の防止に向けた取組を進めています。大阪府受動喫煙防止条例の理解を促進するため、周知チラシに係る予算を計上し、庁内関係部局や企業等と連携しながら、啓発を行っています。

また、改正法施行後は、大阪府及び府内の保健所設置市との情報交換や、市民等からの通報や相談に基づき飲食店等の状況確認を行い、実態把握に努めています。また、必要に応じて指導を行うなどの対応を行っています。

引き続き、関係機関と連携し、受動喫煙対策に努めます。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらにを行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。

また、堺市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

（回答）市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

本市では、女性の積極的な採用や登用、長時間労働是正等の働き方改革に向けた取組、固定的な性別役割分担意識の解消等の職場風土改革に関する取組等、自社の課題解決に必要な取組の支援を行い、女性の活躍推進に意欲的な事業所をさかい「働コミ」Companyとして登録し、その好事例を市ホームページ等で情報発信するなど、事業主等への意識啓発を行っています。

今後も、女性活躍の推進や多様で柔軟な働き方の推進等により、男女ともに仕事と家庭の両立ができ、女性をはじめ全ての人が自分らしく働き続けられる職場環境整備に向けて取り組みます。

（回答）総務局 人事部 人事課

本市では、令和4年3月に特定事業主行動計画として策定した「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、役職者に占める女性の割合を令和7年度までに32%以上とする目標を定め、意欲と能力ある女性職員の積極的な登用に取り組んでいます。

あわせて、男性職員の育児参画の更なる推進を図るため、本市独自の強化策・堺モデル（フレキシブル・ワークの導入、テレワークの要件緩和、育児休業制度の改正）を実施するほか、育児に関する休暇・休業制度の周知や男性の育児参画に対する理解促進、職場体制の充実等に取り組んでいます。

なお、市ホームページでは、計画目標の達成状況と併せて、給与の男女差異の状況やその要因等を公表しています。

今後も、女性職員が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備等、職員が仕事と子育てを両立できる環境整備に向けて取り組みます。

（回答）産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

育児・介護休業法による育児休業の制度等は、ポスター、チラシ等に加え、市

ホームページやメールマガジンにより周知を図っています。

加えて、市内事業所の人事担当者等を対象に仕事と育児・介護・治療の両立支援 助成金活用セミナーを開催し、柔軟な働き方に積極的に取り組む企業事例の紹介や育児介護休業法の改正点の周知、男性が育児休業を取得した際に利用できる助成金の案内等、両立支援に向けた情報発信に取り組んでいます。

今後も、男性の育児休業取得の推進等により、男女共に仕事と育児等の両立ができ、女性をはじめとする様々な人材が働きやすい職場環境の整備に向けて取り組めます。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

（回答）市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課、子ども家庭課

本市では、暴力による支配関係のない、男女共同参画社会の実現に向けて策定した「第 5 期さかい男女共同参画プラン」の基本方針の一つに暴力の根絶と被害者支援を掲げ、DV や性暴力、セクシュアル・ハラスメント等をはじめとした暴力の防止に向けて、暴力を許さない意識の醸成等様々な取組を、市民や関係団体、関係機関、事業者と連携して推進しており、関係法令や国・大阪府のプランは、市ホームページに掲載し周知を図っています。

特定妊婦に対する支援は、妊娠を届け出た妊婦全員に保健師や助産師等が面談を行い、出産前に特に支援が必要と認められる特定妊婦等に該当する場合は、要保護児童対策地域協議会で支援内容の協議を行い、関係機関が連携して支援計画を策定し、適切な保護や支援を行っています。妊娠前の健康管理や悩み事の対応は、妊娠前の健康に関する周知や、不妊症や不育症の悩みの相談窓口を設け、妊娠前から相談できる体制を取っています。

DV を含む人権侵害等は、DV 被害者等が早期に適切な支援を受けられるよう相

談窓口を、広報紙、市ホームページ、SNS 等様々な媒体で市民に広く周知し、加えて、市職員が DV 被害者等の立場に配慮して職務を行うことができるよう職員研修を実施しています。

今後、女性をはじめ全ての人の人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取組を推進します。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「堺市パートナーシップ宣誓制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、堺市との自治体間連携を強化すること。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい市内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

(回答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、人権推進課
本市では、これまでに性の多様性に関する理解を深める取組として、イベントにおけるパネル展示、市民向けの講演会の開催等の啓発事業を行っています。

また、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的として、平成 31 年 4 月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しており、令和 6 年 4 月からは同制度にファミリーシップ宣誓を導入し、宣誓書受領証の提示等により利用できる行政サービスの拡充を図り、加えて、民間事業者が行うサービスも市ホームページを通じて、広く周知しています。

さらに、令和 4 年 9 月に締結した大阪府と府内の制度実施自治体間（本市含む）のパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定が、令和 6 年 4 月からは府外へ連携範囲を広げ、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークとして運用が開始され、令和 7 年 11 月 1 日時点で 32 道府県の自治体（市町村等含め 285 自治体）が加入しています。同ネットワークにより、パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証の交付を受けた方の負担軽減と利便性の向上を図っています。

また、市内施設は、全ての人が安全かつ安心して利用できるものとなるよう庁内関係課や事業者等各整備主体に対し、ジェンダーの視点やダイバーシティ推進の必要性への理解促進に努めます。

今後、性的マイノリティの方々に対する市民や企業の理解促進に努め、全ての人が自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスタハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、ハラスメント防止に向け、市ホームページやメールマガジン等各種の広報媒体を活用し、中小企業を中心とする市内企業等へ法制度や事業主として講ずべき措置等を、積極的に周知しています。

また、労働相談窓口を市役所本庁舎、各区役所（堺区役所を除く）及びサンスクエア堺に設置しています。対面だけでなく電話でも相談できるよう運用しており、ハラスメント等の労働に関する相談を受け付けています。

引き続き、ハラスメント防止等の取組を進め、労働環境の改善を図ります。

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課

産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、市ホームページをはじめとする各種の広報媒体を活用し、治療と職業生活の両立の情報提供に取り組み、仕事と育児・介護・治療の両立支援助成金

活用セミナーを堺経営者協会と連携し開催するなど、事業主に対し啓発しています。

先進医療として実施される不育症検査は、費用の一部を助成しています。さらに、大阪府にて実施している早発卵巣不全患者等妊孕性温存治療助成試行事業の周知にも協力しています。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、市内事業所等において、テレワーク等の新たな働き方を含め、病気を抱える労働者の方にとって、就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう啓発します。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高めること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 産業企画課

本市では、「堺市基本計画」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、当該方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援等中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。

社会経済情勢の変化や市内企業が直面する課題等を踏まえ、現在、次期「堺産業戦略」の策定を進めており、今後も、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っ

ています。その中で、人材育成事業として市内中小製造業の将来を担う経営者、後継者を対象に、先進的な企業の取組に学び、自社の課題解決に向けたプラン策定支援を行う中小企業経営学舎（旧：ものづくり経営大学）を開講しています。

また、中小企業診断士等有資格者の登録専門家（登録者数 120 名程度）を派遣するエキスパート派遣事業では、経営戦略や事業計画立案等の支援、組織改善の取組支援等中小企業の経営課題の解決を支援しています。

このような取組を通じ、引き続き、中小企業の経営基盤強化に努めます。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

（回答）産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、堺溶接工業協会・堺商工会議所と協力し、堺市溶接技術コンクールを開催するなど、溶接技術水準の向上と溶接技術者の技能向上のための支援をしています。

今後も中小企業の経営基盤を強化するため、国・大阪府等の支援機関と連携を強化し、技能の継承と技術者育成支援を図ります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP 策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP 策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版 BCP 『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、中小企業庁のBCP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に事業継続に必要な措置を講ずるために市内で設備投資を行う中小企業者に対し、その設備資金は、堺市中小企業活力強化資金融資(有担保)により、貸付利率の優遇や保証料を全額負担しています。また、堺市産業振興センターのエキスパート派遣事業において、BCP策定に精通する専門家派遣による支援を行っています。

さらに、サイバーセキュリティ対策として、近畿経済産業局や独立行政法人情報処理推進機構の協力のもと、経営者向けにセキュリティインシデント対応の一連の流れを体験する机上演習を実施しました。

なお、堺商工会議所においても大阪府商工連合会と連携しBCP策定セミナーの開催や専門家派遣による個別アドバイスを実施しています。

今後とも、関連支援機関と連携し、BCP策定の重要性や有効性等の周知を図り、市内中小企業がスムーズにBCP策定に取り組めるよう、専門家を派遣するなど積極的な支援を講じます。

(2) 取引の適正化の実現に向けて

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、堺市として積極的な働きかけを行うこと。特に、市内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

国や大阪府等が適正な下請取引を推進するために設置する専門相談員による相談窓口である下請けかけこみ寺や各種セミナーについて、堺市産業振興センター発行のメールマガジンや企業面談等で周知し、適正な下請取引を推進しています。

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

(回答) 財政局 契約部 契約課、調達課

本市が発注する建設工事は、中小受託取引適正化法、受託中小企業振興法及び受託適正取引等の推進のためのガイドライン等の趣旨を踏まえ、受注者に対して、全ての中小受託事業者に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮することや中小受託事業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること等取引の適正化に努めるよう要請しています。

また、賃金、物価等の急激な変動に対応するため、協議により契約金額の変更ができる制度として、インフレスライド等の取扱いを工事請負契約約款において規定しているほか、国からの通知に基づき、特例措置の適用による最新の労務単価を反映した変更契約を行っています。

業務委託契約では、再委託を原則認めていませんが、業務の内容・性質から業務の一部を再委託する相当の理由について本市が認めた場合に限り、一部再委託することを可能としています。この場合においても、契約書に日本国の法令の遵守を明記し、受注者に対して中小受託取引適正化法の関係法令に基づく適正な中小受託取引を義務付けています。

また、適正な取引価格の確保に当たり、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた予定価格の積算を行っているほか、一部業務においては最低制限価格の設定や、工事請負契約と同様に特例措置を適用しています。

本市の発注事務においては、中小受託取引適正化法等関係法令の遵守を徹底し、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を踏まえて、引き続き取引の適正化に取り組みます。

業務に関する法令等に違反した企業の入札参加は、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき厳正に対応するなど、本市が締結する契約に関し適正な労働環境及び適正な履行が確保されるよう引き続き取り組みます。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性及び適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

(回答) 財政局 契約部 契約課、調達課

公契約条例は、これまでも国の動向や他都市の状況を研究してきましたが、最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準等の整備は国の施策において実施されるべきであり、公契約条例の制定は慎重に検討する必要があるものと認識しています。

労働関係法令の遵守は、契約書に労働基準法、職業安定法、最低賃金法等を具体的に記載し、受注者に法令遵守を求めていることに加え、大阪労働局等の関係機関と連携し、周知を行い啓発にも努めています。

また、業務に関する法令等に違反した企業の入札参加は、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき厳正に対応するなど、本市が締結する契約に関し適正な労働環境及び適正な履行が確保されるよう引き続き取り組みます。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のた

めのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

（回答）市民人権局 ダイバーシティ推進部 人権推進課

産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室、雇用推進課

海外での労働基準の遵守の周知徹底は、法令遵守はもとより労働者保護や人権擁護の観点等から重要であるため、様々な機会を捉えて周知徹底を図るよう検討します。

販路開拓等海外への事業展開を図ろうとする市内中小企業に対しては、JETRO等の関係機関と連携し、海外展開に向けた取組の支援や事業展開を想定する地域のビジネス情報等を発信しています。

人権デュー・ディリジェンスの必要性は、本市と連携する市内人権団体が研修会を開催するなど、当該団体の加入事業所に対し啓発しています。今後も当該団体と連携しながら、国内外の法制度の動きも踏まえ、啓発対象事業所の拡大を図るなど、周知に努めます。

（6）産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

（回答）産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、経済産業省が実施する令和7年度中小企業に対する支援機関等のGX支援体制強化事業に参加し、地域の支援機関や金融機関と共に、GXの支援体制の強化に取り組んでいます。また、令和6年11月から地域ぐるみで市内企業

の DX 推進に取り組む「堺 DX 推進ラボ」に大阪公立大学 スーパーシティ研究センターが参画しました。

今後も関西蓄電池人材育成等コンソーシアム等の取組も参考に、産学官連携により地域を支える産業人材の育成に取り組めます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和 6 年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

(回答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

本市では、生活困窮者への適切な支援を行うため、生活困窮者自立支援法第 9 条の規定に基づき、令和 5 年 4 月から支援会議を設置しています。

引き続き、円滑な支援会議の運営に向けて、国や大阪府が検討する支援策の動向を注視します。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025 年 10 月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

(回答) 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

本市では、高齢者や障害者、子育て世帯等、住まいの確保が困難な方、いわゆる住宅確保要配慮者からの日常的な住まい探しの相談に対し、大阪府に登録されている協力店である不動産事業者や、大阪府から指定を受けている居住支援法人の案内、また不動産事業者等と連携した住まい探し相談会を実施するなどの支援を行っています。

改正住宅セーフティネット法は、市ホームページや窓口でのリーフレットの配架等により、法改正の内容を広く周知しています。また、居住支援協議会は、不動産関係団体及び居住支援関係団体と、本市の住宅部局及び福祉関係部局が参画し、令和 7 年 3 月に堺市居住支援協議会が設立され、居住支援における関係機関との連携体制の強化を図っています。

あわせて、居住支援協議会が持続的に運営できるよう府や国に支援を求めながら枠組みを検討します。

また、居住支援協議会を通じた住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人へ

の周知、啓発のため情報提供を行うなど、引き続き民間事業者等と連携した住宅確保や居住支援の取組を行います。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

（回答）建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

本市では、不動産関係団体及び居住支援関係団体と、本市の住宅部局及び福祉関係部局が参画し、令和7年3月に堺市居住支援協議会が設立され、居住支援における関係機関との連携体制の強化を図っています。

今後、居住支援協議会における意見交換等の場を通じて、居住支援に関する課題の共有や住宅確保要配慮者の実態を把握し、相談支援体制の充実を図るなど、住宅確保や居住支援の取組を強化します。

（2）予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

（回答）健康福祉局 健康部 健康推進課

本市では、学生期からがんに関する理解を深める取組として、大学と連携し、AYA世代に罹患しやすいがんを中心とした啓発活動を行っています。こうした活動を通じて、若い世代からの検診の重要性を広く周知しています。

また、受診率向上のため、現在、胃・肺・大腸・子宮頸・乳の5つのがん検診は、自己負担額を無料で受診できる体制を整えています。さらに、はがきやSMS（ショートメッセージサービス）による個別受診勧奨や、イベントでの案内等を通じて、様々な世代への受診促進に取り組んでいます。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

（回答）健康福祉局 健康部 健康推進課

本市では「さかい健康プラン」に基づき、乳幼児期から高齢期までライフステ

一ツごとに市民の歯と口の健康の周知・啓発に取り組んでいます。

特に高齢者の口腔機能は、オーラルフレイル予防の取組として、チェックリスト等を用いた啓発や保健指導を行い、介護予防を見据えた支援体制を整えています。

今後も全ての人が適切な歯科検診・口腔機能評価を受けられる環境整備に努めます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

保健所の体制整備に努めること。

(回答) 健康福祉局 健康部 健康医療政策課、保健所 保健医療薬務課

市内唯一の公立病院である堺市立総合医療センターは、地方独立行政法人堺市立病院機構が運営を担っています。本市では、同機構に対し、設立団体からのミッションとして第4期中期目標を定め、その中のやりがいを感じ働くことができる職場環境の整備と運用や働きやすい病院運営という項目において、職員の働きやすい職場環境整備やキャリアアップ支援等に取り組むよう指示しています。同機構では、短時間労働制や院内保育所の整備、また職員のキャリアアップにつながる研修受講の支援等に取り組んでいます。医療従事者の賃上げは、令和6年度診療報酬改定時から、ベースアップのための手当を設け、対応しています。なお、同センターの人材確保は同機構の経営権限により柔軟に対応しており、現在の運営状況において潜在医療従事者の確保は不要であると考えていますが、今後、必要に応じて連携を検討します。

今後発生するおそれのある大規模災害や新興感染症に備え、市民の命と健康を守るため、医療機関等との連携により適正な医療提供体制を構築し、保健所体制の整備に努めます。

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて関連する施策を総合的に推進しています。今後も、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つが一体的に確保され、住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現をめざして取組を進めます。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

介護職員等の賃金等労働条件の改善は、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう国に対して要望しています。

また、市ホームページによる情報提供を行うほか、令和7年度は事業者の申込みに応じて、制度を熟知した専門家によるアドバイスや訪問等を行う介護職員等処遇改善加算取得促進事業を大阪府及び大阪市と共同で実施するなど、事業者による当該加算の新規取得や上位の加算区分への移行に向けた取組を促進するよう働きかけを行っています。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

令和4年度以降全ての介護サービス事業者には職場におけるハラスメント防止措置として、事業主のハラスメントに関する方針等の明確化及び当該方針等の従業者への周知及び啓発並びに相談対応窓口の整備等が義務付けられました。本市では、市内介護サービス事業者に対し集団指導による啓発や運営指導によ

る対応状況の確認、必要に応じて改善指導を行っています。

また、市ホームページに各種ハラスメント相談窓口へのリンクを掲載するなど、引き続き周知します。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

令和6年度の報酬改定は、人員配置基準の見直しが行われたほか、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために委員会を設置することが義務付けられ、集団指導や運営指導を通じ、事業者に周知しています。

また、介護職員の負担軽減に向けて、ICT等導入に係る費用に対する補助制度として、大阪府が実施している地域医療介護総合確保基金を活用した大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金を事業者に対して情報提供しています。

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

本市では、認知症予防も含めた各種介護予防教室を開催しているほか、医療・介護専門職向けに認知症の方の生活を支えるケア技術の向上を目的とした研修を実施しています。

また、堺市社会福祉協議会包括支援センター統括課に若年性も含めた認知症支援を行うコーディネーターを配置し、認知症の方やそのご家族を支える体制の充実を図っています。

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもと

お互いに尊重しながら「認知症になっても、安心して暮らせる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど堺市の条例制定を促進すること。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

本市では、平成 30 年に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を制定し、認知症の方も含めた高齢者に関する各種施策を総合的に推進しています。

また令和 6 年 3 月に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6（2024）～8（2026）年度）は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含しており、同計画に基づき、認知症の人が尊厳を保ちながら安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざして、認知症の予防や早期発見・早期対応の推進、認知症に関する理解の普及・啓発、認知症への適切な対応と支援制度の充実、認知症の方やその家族等への支援や居場所の提供等、各種施策に取り組んでいます。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて 2026 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

(回答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課、幼保支援課

令和 8 年度から本格実施されるこども誰でも通園制度も含め、安全・安心な教育・保育を実施する観点からも、保育士等が働きやすい職場環境を整備し、就業継続や保育士等の資質向上を図ることが必要と考えています。

国の公定価格で設けられている職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた公定価格上の加算や、技能・経験に応じた追加的な加算について、市も応分を負担しており、処遇改善の更なる拡充について、国にも働きかけています。

また、市独自の制度として、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育補助者の雇上げに対する補助等、就業環境の改善による業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士等の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

なお、研修は、市内の教育・保育施設の職員を対象に、保育に関する専門知識や技術を幅広く学びながら、自らのスキルアップやキャリアアップに資するものとなるよう経験年数や専門分野別に、様々な講座等を実施しています。

運営事業者向けの説明会等においても、これら制度内容の周知を図り、民間保

育事業者からの意見や要望も確認しながら、内容の更なる充実に努めます。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設等により、保育を必要とする児童に対する受入枠の整備等を進め、令和3年から5年連続で待機児童数ゼロを達成しました。今後も、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入枠の確保に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

本市では、令和7年3月に策定した「堺市こども計画」に基づき、地域子ども・子育て支援事業を実施しています。同計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本理念を踏まえ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供することを目標としています。

今後も大阪府子ども計画との連動を図りながら、自治体間の連携を強化し、地域のセーフティネットとしての機能を高めます。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子どもの未来応援室

本市では、「堺市こども計画」(計画期間：令和7年度から令和11年度)において、施策の柱の一つとして、「様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援」を掲げ、こどもの貧困解消に向けた取組を推進しています。また、令和6年4月には、子どもの未来応援室を設置し、こどもの貧困や貧困の連鎖解消に向け、組織横断的な連携を強化しています。

令和6年4月からは、生活困窮かつ長期欠席している中学生を対象に、学ぶ機会と第三者とつながる機会を確保するため、家庭教師を派遣するアウトリーチ型支援を実施しています。加えて、令和7年4月からは、困窮やネグレクト等により食や生活に懸念がある子どもを対象に、関係構築や継続的な支援につなげることを目的としたアウトリーチ型支援を開始しています。

さらに、子どもの貧困率が特に高いひとり親家庭に対しては、LINEを活用した就業支援ツールである「堺市ひとり親×仕事サポート LINE」による支援情報の提供、支援メニューを1枚にまとめた「ひとり親家庭応援ちらし」の配付に加え、児童扶養手当の新規申請時や現況届出時のアンケートでニーズを把握し、個別に支援情報をメールで提供するなど、必要な支援を円滑に利用できるような情報提供を強化しています。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

本市では、「堺市子ども計画」に基づき、様々な家庭環境で育つ子どもたちが、放課後や週末等に地域の身近な場所で安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる環境整備を推進しています。

例えば、食事の提供を通じて子どもたちに居場所と見守りを提供する子ども食堂は、子どもたちが気軽に利用できるよう小学校区ごとに1つの設置をめざしています。運営支援や人材確保の面では、さかい子ども食堂ネットワークを通じて、常設型フードドライブの設置、寄附の募集や食材・ボランティア等のマッチング、傷害保険等への団体加入等、安心して継続実施していただけるような様々な支援を実施し、公式ホームページやSNSで活動状況の情報発信にも力を入れています。

今後も、地域の実情や各団体のニーズを踏まえながら、子ども食堂をはじめとする居場所づくり全体について、必要な支援のあり方を検討します。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課、子ども相談所

育成相談課

児童福祉司及び児童心理司の配置や人材育成等、適切な人員体制の構築に努めています。

また、警察をはじめとした関係機関と密な情報共有と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めています。虐待の早期発見・早期対応のため、児童虐待を見かけた場合には、ためらわず通告いただくよう、児童虐待防止推進月間の11月を中心に関係機関と協働して引き続き啓発活動を実施します。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

早期発見と認知度向上は、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会・重層的支援体制整備事業等を活用して、学校をはじめとする関係機関と連携します。また、福祉、介護、医療等の分野には、個々の課題に応じて必要なサービスにつなげます。

こども・若者の総合相談窓口である堺市ユースサポートセンターにヤングケアラーが様々な悩みを打ち明けることができる相談窓口を設置しており、市ホームページや広報さかいに掲載しているほか、市立小・中学校、高校へのチラシ配布等周知に努めています。

今後も、庁内外の関係機関と連携し、ヤングケアラーへの周知及び支援の取組を進めます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員企画課、教職員人事課

本市では、学校園における働き方改革を推進するため、令和6年3月に「堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針」を策定し、9つの項目を重点取組として進めています。教員の時間外勤務は、これまでの各種取組によって減少傾向にあります。長時間勤務の教員は依然として多く、深刻な状況であると

認識しています。教員がこどもに向き合う時間を確保するため、更なる校務の効率化等を進め、また、教員の処遇改善や健康管理も取り組みます。

教職員の欠員対策は、産前・産後休暇開始予定の教職員に対する臨時講師等を加配しているほか、前もって一定数の講師を確保するなどの対策を行っています。これらのほか、教員免許更新制の解消を人材確保の機会として捉え、これまで免許状が休眠又は失効していた人を対象とした説明会を開催するなど、代替者の確保に取り組んでいます。

堺市立学校職員安全衛生管理体制のもと、病気休暇者・病気休職者の減少に向けて、メンタルヘルス不調の早期発見、教職員が安心して働くことができる職場環境づくりに取り組みます。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

（回答）教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの相談・支援実績を本市として把握しており、今後も生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため拡充に努め、その配置や派遣のあり方、効果的な活用方法を検討します。

(3) 奨学金制度の改善について

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

（回答）教育委員会事務局 学校管理部 学務課

本市では、経済的理由により進学及び修学の継続を見切ることのない環境を整えることを目的に、「堺未来応援奨学金」を愛称として、給付型奨学金事業を実施しています。

令和6年度からは新たに、大学生等を対象とする奨学金事業を創設し、また、高校生等に対する給付額の拡充を実施しました。

(4) 労働教育のカリキュラム化について

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校にお

いても、労働教育を推進すること。

(回答) 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課

労働に関する教育は、学習指導要領に基づき、学ぶことと自己の将来を見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けていくことができるよう各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図っています。

また、こどもたちが夢や目標の実現に向かって主体的に生き方を考え、行動する能力を育成し、堺への愛着や誇りを育てることを目的として、学校園が様々な分野で活躍する堺ゆかりの著名人等をキャリア教育の外部指導者として招聘できるように取組を進めています。

なお、職業訓練校は所管していません。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

本市では、社会経済情勢の変化により、様々な雇用・労働問題が生じることが考えられる中、勤労者や事業主が抱える問題に対し、ワークルールや労働安全衛生の法令や制度等の情報提供や適切な助言により、解決への支援を行う労働相談を実施しています。市役所内に労働相談員を配置するほか、予約制で区役所への出張相談も行っています。また、社会保険労務士による相談も実施しています。

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、人権推進課

インターネット上で人権侵害を受けた場合の相談窓口として、本市では人権推進課の人権相談ダイヤルをはじめ、人権ふれあいセンターや各区役所で相談を受け付けています。これらの相談窓口のほか、SNS等での誹謗中傷で悩みを抱えている方が、安心して相談できるようネットハーモニーや大阪府、大阪府警察、国等、内容に応じた適切な相談機関について、市ホームページや啓発イベントの機会を捉え、引き続き周知します。また、相談事例の分析を通じた実態把握や社会動向を踏まえた効果的な人権施策を推進します。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進するこ

と。併せて、市町村 HP から my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな市民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

（回答）市長公室 政策企画部 公民連携課

ICT イノベーション推進室 ICT 政策担当

市職員のデジタルスキル、知識の習得を進めるため基礎レベルから各所管課に必要なレベルまで段階的に研修を実施しています。また、本市においては令和 7 年度末までにオンライン化できる行政手続を全てオンライン化することを目標に取り組んでおり、あわせて堺市電子申請システムや市ホームページ等デジタルを活用した行政サービスを市民の皆様にご利用いただけるようデジタル・ディバイド対策として通信事業者と協働でスマホ教室を実施しているほか、リーフレットを各窓口に配架することで身近な方がスマホの活用方法を教えることができるよう取組を進めています。

また、my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）は、市ホームページや広報さかい、保育施設の利用案内等で周知を行うほか、地域イベントでのブース出展や保健センターの乳幼児健診会での個別説明や企業等と連携して店舗のデジタルサイネージでの動画配信等、幅広い場面で利用促進に取り組んでいます。また、操作に不慣れな方でも安心して登録できるよう大阪府と連携し、ヘルプデスクでの案内や地域イベントでの登録支援等、サポート体制を整えています。

(7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして 10 年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から 5 年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、市民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

（回答）ICT イノベーション推進室 ICT 政策担当

市民人権局 市民生活部 戸籍住民課 マイナンバーカード担当

マイナンバー制度の理解促進について、本市では市ホームページにてマイナンバー制度の広報を行っています。適切な利活用がされるよう国の導入計画に則り本市にとって有効であると思われる取組は関係各課への導入支援を行っています。令和 7 年度は、マイナ救急や公金受取口座を活用した定額減税補足給付金の支給等で活用を進めました。今後もマイナンバー制度の一層の活用に向け、庁内各課への支援を継続して行います。

マイナンバーカードの普及は、堺東駅前の南海堺東ビル 9 階にマイナンバーカード普及促進センターを開設し、火曜・木曜の晩や毎週土曜・第 2 日曜を含め、カードの新規申請受付を行っています。また、土日に商業施設での出張申請の受付や平日にスーパー等での申請サポートを各区を巡回して実施しています。

さらに、一定数の新規申請希望がある介護施設等や、病気や障害、要介護等の理由により外出が困難な方の自宅を訪問し申請を受け付けています。

なお、カードの有効期限・更新は、期限の 2～3 か月前に国から更新手続の案内が届きますが、本市においてもリーフレット等で周知しています。

マイナンバーカードのセキュリティ対策は、紛失や盗難にあった場合に 24 時間 365 日対応のフリーダイヤルで一時利用停止の手続きができることや、IC チップに記録された情報を不正に読み出そうとすると自動的に IC チップが壊れて情報を読み出せなくなるなど、安全対策がとられています。

また、個人情報の取扱いは、個人情報を特定の一か所に集約して一元管理するのではなく、各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする分散管理をした上で、手続を受け付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。

さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。また、本市での個人情報の管理は、番号法に基づき、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び住民の信頼確保を目的とする特定個人情報保護評価を実施し、適切な取扱いを行っています。

(8) 市民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

(回答) 選挙管理委員会事務局

電子投票は、開票作業の効率化や無効票の削減等の効果が期待されると認識しています。今後、他都市における導入状況や実績を注視しながら、制度の有効性や課題を踏まえた検討を行います。

また、障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の要介護 5 から要介護 4 及び要介護 3 全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。

(9) 区行政の充実について

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

(回答) 市民人権局 市民生活部 区政推進課

区民等の意見を反映しつつ地域の実情や特性に応じた特色ある区行政を推進するため、各区に「区政策会議」を設置し、地域の安全・安心の強化、多様な主体との共創による区ブランドの構築、地域の魅力発信の強化等に取り組んでいます。

また、住民からの提案や意見を区役所が直接把握することができる「区長直行便」等を活用し、地域課題の迅速な解決や地域活性化を図っています。

さらに、中区役所に深井駅周辺地域活性化推進室を、北区役所に新金岡地区活性化推進室を設置し、地域の実情に応じた事業を効果的に進められるよう区役所の体制を強化しています。

今後、各区役所が地域の実情や区民ニーズを的確に捉え、区局の連携により円滑に事業を推進し、特色ある区行政を実現できるよう取組を進めます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、堺市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答) 環境局 環境事業部 資源循環推進課

本市では、環境負荷の少ない循環型のまち・堺をめざし、「堺市一般廃棄物処理基本計画」に食品ロス削減の推進を定め、食品ロス削減に向けた取組を実施しています。

市民や事業者の意識向上及び行動変容を促進するため、小盛メニューの導入や食べきりの呼びかけ、持ち帰り希望者への対応等の食べ残し削減の啓発活動に取り組む飲食店及び宿泊施設を食べきり協力店として、食料品のバラ売り、量

り売り、値引き販売、てまえどりの推進等に取り組む小売店等をエコショップとして登録し、市ホームページで発信しています。また、民間事業者と連携し、フードシェアリングサービスの活用を進めています。

今後も市民・事業者・行政が一体となり、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

(回答) 産業振興局 農政部 農水産課

本市では、堺市農業振興ビジョンを令和4年3月に改定し、その柱となる基本姿勢に地産地消の推進を位置付けました。直売所における販売等堺産農産物の地域内利用・販売を促進する施策に重点的に取り組み、農作物の有効な活用も含め、市民が地産地消を実践できる環境整備を進めます。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、市民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

(回答) 環境局 環境事業部 資源循環推進課

食品ロスの削減に向けては、市民・事業者の意識向上及び行動変容の促進が重要であり、本市では食品ロスの発生抑制につながる取組を推進しています。

こども食堂やひとり親家庭、学生・若者等への支援のため家庭から出る食品を対象にフードドライブを定期的実施し、また、市内小売店等の事業者が自主的に行うフードドライブの実施情報を市ホームページで発信しています。

今後も、市民、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減につながるフードドライブの普及を促進します。

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

（回答）市民人権局 市民生活部 消費生活センター

本市では、消費者自らが消費生活に関する知識を習得し、適切な消費行動に結びつけることができるよう消費者の自立を支援するための消費者教育や啓発活動に取り組んでいます。

また、近年、消費者による従業員等への行き過ぎた言動（カスタマーハラスメント）が問題となっており、消費者と事業者双方の信頼関係を構築するためにも、消費者教育の観点で啓発を行う必要があります。

なお、相談対応にあたっては、消費者庁が公表している対応困難者への相談対応標準マニュアル等に則り、適切かつ毅然とした対応を行っています。

（4）消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

（回答）市民人権局 市民生活部 消費生活センター

建築都市局 交通部 交通政策課

本市では、市民が適切な消費行動をとれるよう消費生活に必要な知識や情報を提供し、消費者教育・啓発に取り組んでいます。

若年層に対する消費者教育として、消費者トラブルの具体事例をはじめ、契約の基礎知識やお金の管理等をテーマとした教材を配布しています。市立中学校へは、令和 6 年度に引き続き、学校と家庭の両方で活用できるようタブレット端末等で利用可能なデジタル教材を配布しました。そのほか、市立こども園・幼稚園へは園児・保護者に向けたリーフレットを、市立高等学校へは DVD 教材を、市立小学校へは授業等で活用できる消費者教育教材情報案内を配布しました。

また、本市では安全・安心な地域社会の実現を進めており、交通従事者への暴力行為やカスタマーハラスメントが市民を含め利用者の安全性にも関わる問題であることを認識しており、市ホームページで暴力行為の禁止を啓発しています。

大阪府警察との会合において、鉄道係員への暴力行為撲滅に向けた駅構内や車内の警察官の巡回強化も継続して要望しています。

交通事業者では、暴力行為防止に向け車内防犯カメラの整備を進められており、引き続き、本市・交通事業者・大阪府警察と連携し、安全・安心な公共交通利用環境の実現に向け取り組みます。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和 6 年には認知件数 2,644 件、被害額約 61 億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和 7 年 3 月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビ CM 等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答) 市民人権局 市民生活部 市民協働課、消費生活センター

本市では、特殊詐欺の被害を防止するため、広報さかいや市ホームページ・SNS・出前講座等で特殊詐欺の最新手口や被害の防止方法等を積極的に周知・啓発しているほか、市内警察署・市立消費生活センター連絡会議を定期的で開催し、各種啓発や特殊詐欺被害防止の電話パトロール・消費者被害の救済等に警察と連携して取り組んでいます。

また、本市が実施している「特殊詐欺被害防止協力事業者」認定制度へ郵便局

や金融機関等に登録いただき、高齢者への声掛け等により業務を通じて被害の防止に取り組んでいただいています。

さらに、急増する特殊詐欺の被害を防止するため、令和6年度から特に被害の多い高齢者を対象に、警察や自治会・専門機関等と連携して、電話着信時に発信者に対して警告メッセージを流し会話を録音する自動通話録音機の無償貸与事業を実施しており、令和6年12月には大阪府警察をはじめ様々な機関や団体と共同で「特殊詐欺撲滅への決意表明」を行い、連携して防犯体制の強化に取り組んでいます。

これらに加え、令和7年度には、市民の自主防犯意識の高揚を図るため、市役所庁舎や商業施設等での啓発用ショート動画の放映や固定電話機用POPの配布を行うなど、被害防止のための取組を強化しています。

特殊詐欺の被害から市民の皆様を守るため、引き続き、警察・地域・事業者等と連携して各種取組を推進します。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取組を進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、堺市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

(回答) 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

本市は、令和3年3月に2050年カーボンニュートラルの実現を含む堺環境戦略を策定し、堺市気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティを表明しており、2050年カーボンニュートラル実現に向けて取組を進めています。

また、令和4年11月には、法定計画である「堺市地球温暖化対策実行計画」を改定しており、2050年カーボンニュートラル実現を見据え、2030年度に温室

効果ガス排出量を 2013 年度から 50%以上削減することを目標としています。大阪府と連携した取組としては、市民を対象に太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援や事業者向け太陽光発電の共同調達支援を実施しています。

本市独自の事業者向けの取組としては、中小企業等に対する省エネ設備の更新費用や再エネ設備の導入費用の一部支援のほか、省エネ診断等を行っており、資金面・技術面で継続的に支援しています。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

本市では、イノベーション投資促進条例を中心とした企業投資促進事業において、環境エネルギー関連を成長産業分野の 1 つに指定し、当該分野の投資に重点を置いて市内への企業投資の誘導に取り組むほか、脱炭素エネルギー供給拠点への企業投資の誘導にも取り組んでいます。

特に令和 3 年度には「グリーンイノベーション投資促進補助金」を創設し、脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術等の企業投資への支援を強化しており、本市産業に環境と経済の好循環をもたらす企業投資の誘導に取り組んでいます。

(回答) 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

脱炭素先行地域として「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組により、地域脱炭素推進交付金を活用しながら市域の脱炭素化を推進します。

新築の公共施設は太陽光発電設備を導入することとしていますが、既設の公共施設は建物の耐荷重や費用対効果等を勘案し、設置可能な施設から順次太陽光発電設備を導入します。あわせて、ペロブスカイト太陽電池に関する国の補助制度やメーカーによる開発の状況等の情報収集を進め、公共施設への導入可能性を検討します。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

(回答) 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

本市は、戸建住宅に対する太陽光発電システムの導入費の一部支援や ZEH（ネ

ット・ゼロ・エネルギー・ハウス) への支援、蓄電池としても機能する電気自動車や燃料電池自動車の導入支援、中小企業等に対する再エネ設備の導入費用の一部支援を行っています。また、大阪府と連携し、市民を対象とした太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援や事業者向け太陽光発電の共同調達支援を実施しています。

(回答) 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

令和4年4月には、日本国内における脱炭素のモデル地域(脱炭素先行地域)として、本市の「堺エネルギー地産地消プロジェクト」が大阪府内自治体で初めて国から採択されました。今後、脱炭素先行地域としての取組を含めて再生可能エネルギーの導入拡大をめざします。

6. 社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答) 建築都市局 交通部 交通政策課

本市では、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵等の整備に対して補助制度を設け、事業者と鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んでいます。現在、南海高野線中百舌鳥駅では、本市補助制度も活用し3・4番線のホーム柵が整備され、また1・2番線も整備が進められています。

また、令和3年12月に創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、大阪市高速電気軌道株式会社では、なかもず駅のバリアフリー経路の複数化に向けたエレベーターの整備、西日本旅客鉄道株式会社では、センサーによりホームから線路への転落を検知し速やかに列車を止めるシステムの導入が進められています。

エレベーター等の維持管理や設置後の補修等は、鉄道事業者の事業運営の中で行っていただくことが基本であると考えており、財政支援は困難です。

バス待ち環境は、公共施設や道路の整備等の機会を捉え改善が図られるよう庁内関係部署や交通事業者等と連携します。

(回答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、長寿社会部 長寿支援課、
障害福祉部 障害施策推進課

本市では、現在順次見直しを実施している堺市バリアフリー基本構想等に基づき、みんなが生活しやすく安全・快適で活力のある都市をめざして、重点整備地区のバリアフリー化を促進しています。

また、心のバリアフリーの取組としては、援助や配慮を必要としている方々が周囲に知らせることで、援助を得やすくなるようヘルプマークの普及啓発に取り組んでいます。

今後も、庁内関係課や事業者等、各整備主体に対して、心のバリアフリーに係る取組の推進を働きかけます。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答) 建築都市局 交通部 交通政策課

本市ではこれまでホームでの接触・転落事故防止に有効である可動式ホーム柵整備に対し、駅利用者数による制限を設けない補助制度を創設し、事業者と鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んでいます。現在、南海高野線中百舌鳥駅では、本市補助制度も活用し3・4番線のホーム柵が整備され、また1・2番線も整備が進められています。

可動式ホーム柵等の維持管理や設置後の補修等は、鉄道事業者の事業運営の中で行っていただくことが基本であると考えており、財政支援は困難です。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答) 建築都市局 交通部 交通政策課、建設局 土木部 土木監理課

本市では、一定規模以上の建築物を建築する際に駐車施設の設置を求めています。

今後も、駐車施設の適正化に向けた取組を進め、道路上の集配や荷捌きのための駐車スペースの確保は、国や他自治体の動向を注視します。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答) 建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課、自転車環境整備課

本市では、通学や観光の視点も含めた自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進め、現在は幹線道路での自転車通行環境整備を優先的に進めています。また、自転車は原則車道通行であり歩道通行は例外であることから、車道内で自転車レーンの整備を中心に進めています。

今後も自転車及び歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。

自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の交通ルールは、出前講座等の講習会や市ホームページ、SNS等を活用し、啓発を行っています。また、危険な運転は、市内各警察署と連携し、定期的に街頭で指導や取締りを実施しています。

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）は、イベントや市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等を活用し、啓発に取り組んでいます。

今後、本市の包括連携協定締結企業や市内各警察署、市内高等学校等と連携し、講習会を開催するなど本制度の周知に取り組めます。

インバウンドを含む外国人に対する交通ルール啓発は、シェアサイクルを利用する際にアプリで日本語以外を選択した場合、交通ルール（自転車安全利用五則）を外国語で説明しています。今後は、更に交通ルールを理解していただけるようシェアサイクル事業者と協議します。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、堺市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答) 市民人権局 市民生活部 市民協働課

子ども青少年局 子育て支援部 幼保支援課

建設局 土木部 土木監理課、サイクルシティ推進部 自転車企画推進課

教育委員会事務局 学校管理部 学務課

保育施設周辺の安全対策としては、園外活動の安全をより一層確保するため、関係機関と連携・協議しながらキッズ・ゾーンを設定し、路面標示等による安全対策を実施しています。引き続き、周辺の自治会等への周知も含め、未就学児の交通安全確保に取り組めます。

通学路の安全対策は、毎年各学校で通学路の点検を行い、改善が必要な箇所があれば、「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・教育委員会・自治会・警察・道路管理者等の関係機関が現地で協議し、状況に応じた安全対策を実施しています。

道路陥没対策として、幹線道路を中心に路面下空洞調査を行っています。また、

通園・通学路を含む道路のその他の危険箇所や道路施設の劣化は、施設の定期点検・日常パトロール・住民等からの通報等により把握し、必要に応じて対策を実施します。引き続き、警察を含めた関係機関と連携し、道路の交通安全確保に取り組めます。

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答) 危機管理室 危機管理課、防災課

市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、健康部 健康医療政策課

教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

本市では、過去の大規模災害時の実態や令和 2 年 5 月に内閣府から示された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考に、男女共同参画の視点を踏まえ災害対応力の強化に取り組んでいます。

本市域の防災に関する重要事項の審議を行う堺市防災会議は、女性の積極的な委員就任を呼び掛けた結果、全委員のうち女性委員が政令市でも上位の約 4 割となっており、「堺市地域防災計画」の修正時には女性の視点を反映しています。令和 4 年 3 月の計画修正では、平常時から復興までの各段階における男女共同

参画部局の役割の位置付けや災害用備蓄物資の調達時における女性、こどもへの配慮等を規定し、生理用品やマンホールトイレの照明用ランタン、防犯ブザー、トイレや更衣室の男女別等を示すピクトグラム表示板の備蓄等の充実を図ってきました。また、本市の避難所運営の指針となる「堺市避難所運営マニュアル」でも、令和7年5月に男女別の避難スペース等に配慮した避難所スペースのレイアウト例を規定しました。

女性用トイレの確保も、男女比1:3となるようマニュアルに記載し、女性用トイレをより多く確保するよう避難所運営委員会で定めることとしています。

また、上町断層帯地震の想定避難者数約13万9千人を対象として、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、避難者約50人当たり1基となる2,780基を目標に災害用トイレの整備を進めるなど、避難生活に必要な物資等の整備に取り組んでいます。

男女共同参画センターでも、男女共同参画の視点で考える防災講座の実施やまちづくり出前講座の登録等、市民の防災力等の向上に向けた事業を行うほか、全国女性会館協議会をはじめ、全国の男女共同参画センター等と災害時において相互支援ができるよう平常時から連携を行っています。

本市では、大阪府と府内市町村が合同で実施している自主防災組織リーダー育成研修において、女性視点をはじめとした多様な視点を踏まえた災害対応の重要性を取り上げており、また女性向け防災研修会等を実施するなど、男女共同参画の視点の重要性の理解促進、啓発に取り組んでいます。

また、大阪公立大学 都市科学・防災研究センター（UReC）と連携し、同センターが研修講座を実施することで受験者の負担が軽減される防災士養成研修プログラムに、女性の積極的な参加を呼びかけるなど、防災士資格取得の支援を行っています。加えて、各区の特性や実情に応じて、防災士資格取得費用を負担するなど、それぞれの区域の災害特性に応じた地域防災力向上の取組を実施しています。

また、避難所となる市立学校体育館への空調整備は、当初、令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があることから、整備に要する人員体制の強化等により、令和7年度から10年度までの4か年で整備完了するよう前倒しています。

さらに、令和7年3月には、「地域防災計画」を補完し医療救護活動に関する標準的な事項を示す「堺市災害時医療救護活動ガイドライン」を策定しました。当ガイドラインを踏まえ、現在、災害医療協力病院や医療関係機関と連携した研修・訓練やトリアージや応急処置等を行う拠点応急救護所の増設及び各区への分散に取り組んでいます。

避難行動要支援者名簿は、年 1 回、調査対象となった方へダイレクトメールを送付し、身体や家族の状況、避難手段等を調査し、名簿の更新を行っています。福祉避難所は、現在 93 か所となっていますが、協定を締結していない社会福祉施設等に対しても継続的な働きかけを行っています。

本市内の避難所となる小・中学校等の施設は、児童・生徒が日常的に利用する場所であり、各施設管理者により、災害に備えた耐震化の実施に加え、適切な維持管理が行われています。また、避難所に関する施設の整備情報等は庁内で共有しています。

災害時における充電環境の整備は、本市では、市内企業と、災害対応活動に使用する外部給電可能な車両や発電機を貸与してもらう協定を結んでおり、避難所や公共施設への電力供給の確保を行っています。

避難所における情報伝達手段として、指定避難所に IP 無線機や災害時に優先回線で発信できる災害時特設公衆電話を設置し、通信手段を確保しています。また、令和 7 年度に導入した衛星通信機器は携帯電話ネットワークが途絶した避難所における通信環境確保のために使用することも想定しています。

(7) 地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答) 危機管理室 危機管理室 危機管理課

建設局 土木部 土木監理課、道路部 道路整備課

本市では、災害発生時の初動対応を確保するため、危機管理当直として常時 2 名の職員を配置しています。

また、震度 6 弱以上の地震等の大規模災害時には全職員が事前に決められた場所に参集し、迅速に業務を開始できるよう業務継続計画 (BCP) を策定し、災害時に優先的に対応すべき業務を定めています。

しかし、大規模災害からの応急復旧・復興の各段階では、膨大な災害対応業務が発生するため、自治体職員のみで対応することは困難であり、災害の規模に応じて、他自治体からの応援職員を迅速に受け入れ、応急復旧・復興を遅滞なく遂行することが重要です。本市では、災害時受援計画を策定し、あらかじめ応援を受ける業務等を定め、また、国や関西広域連合、指定都市市長会等との災害時相互応援体制に基づく訓練への参加を通じて、円滑に応援を受け入れる体制の構築に努めています。

また、泉州地域及び南河内地域の市町村と災害時相互応援協定を締結し、平時より訓練参加や定期的な意見交換の実施等、顔の見える関係の構築に努めています。

大規模災害時に橋りょう等の大規模な道路構造物が著しく損傷すると、通行止めが長期化し、緊急車両の通行等に支障が生じることから、緊急交通路等に関する重要橋りょう 150 橋の耐震化を進め、令和 4 年度に完了しました。

引き続き、災害発生時の通行確保に向け、日常より橋りょうを含む道路施設の維持管理に努めます。

本市では、令和 7 年 6 月臨海地域における事業所 4 社が連携し、従業員の事業所内通路の通り抜けや緊急自動車の通行の確認等、公共道路が通行できないことを想定した訓練を実施し、また毎年 11 月には警察・消防・自衛隊・企業と連携した総合防災訓練を実施し、連携体制の強化に取り組んでいます。

また、「堺市帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、企業に対して一斉帰宅の抑制、従業員等の施設内待機、施設内待機に備えた食糧・飲料水等の備蓄を求め、施設内待機が困難となった場合は、一時滞在施設へ誘導すること等を周知しています。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答) 建築都市局 開発調整部 宅地安全課、建築防災推進課

宅地造成等によって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぐ

ため、大雨が予想される梅雨期を前に、必要に応じて防災パトロールを実施しています。

また、広報活動を通じて、各家庭でも宅地災害を未然に防止するために石垣・擁壁等の点検をお願いしています。

土砂災害特別警戒区域では、指定前から存在する、がけ地近接危険住宅の除去・移転を推進し、安全・安心な都市の形成に寄与することを目的として、当該住宅の除去費・移転費・待ち受け壁の設置費用等の補助制度を整備し、広報活動を通じて周知しています。

(回答) 危機管理室 防災課

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

建設局 土木部 河川水路課

本市管理河川は、治水対策の観点から、国が示す河川点検要領に基づき、河川管理施設点検（年 1 回）と河川の増水する梅雨入り前にパトロール点検を行っています。

土砂災害では避難が最も重要であることから、その危険性を周知するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、大阪府が土砂災害警戒区域等の指定を行っています（土砂災害特別警戒区域数 市内 141 箇所）。加えて、大阪府では日頃の備えをしていただくことを目的として、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所として市内で 75 箇所を公表しました。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）では、土地の保全是原則土地所有者が行い、土地所有者等が施行することが困難又は不適當な場合は、都道府県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊防止工事を施行することができるとされています。本市としては、地域住民等から一定の要件を満たす箇所への要望書の提出があった場合は、大阪府へ施行の要望を行っています。

高齢者や妊産婦・乳幼児等、避難所生活で何らかの特別な配慮を要する要配慮者に対しては、二次的に避難できるよう福祉避難所の指定を行っています。開設基準や開設の流れ、人員配置、受入スペースの確保、避難者への食事の提供・管理等、福祉避難所を運営する上での考え方をまとめた「堺市福祉避難所運営マニュアル」を踏まえ、対応を行い、必要に応じてマニュアルの検証を行いながら、要配慮者が安心して避難できる体制を整えます。

また、内閣府が令和 3 年 5 月に改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者を対象に、避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画（個別避難シート）の作

成を進めています。

今後も災害時に配慮が必要な人々の安全確保のため、地域の実情を踏まえた柔軟な対応に努めます。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、堺市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に市民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

(回答) 危機管理室 危機管理課、防災課

外国人居住者への防災情報の確実な伝達を図るため、本市では多言語対応の大阪防災アプリの活用を積極的に推進しています。広報さかいや市ホームページ、SNS（堺市公式LINEや危機管理室X）を通じて継続的な周知を行うほか、堺大魚夜市等のイベントでは、ブースを設置しチラシ配布やアプリの説明を実施し、利用促進を図っています。

同アプリでは、災害時に発令される避難情報を災害レベルに応じて5段階で色分けして表示し、視覚的に分かりやすい情報提供を行っています。また、避難所のピクトグラムをクリックすると、現在地から避難所までの避難経路が表示される機能も備えており、誰でも直感的に避難行動を取れるよう工夫されています。今後も、外国人居住者を含む全ての市民が安心して防災情報を受け取れるよう、より分かりやすく効果的な情報提供を検討します。

本市では、令和4年3月に防災マップを更新し、分かりやすく内容が伝わるものとなるよう掲載内容やデザインの改善を行い、各区別の防災マップに加えて、シニア世代や妊産婦・子育て世帯・やさしい日本語版と、対象者に合わせたものや防災に関心を持ってもらえるようにゴルゴ13のデザインを用いた冊子を作成しました。

令和7年3月に、国は南海トラフ地震の被害想定を公表し、現在、大阪府で

は、南海トラフ地震と直下型地震の被害想定見直しを行っており、その結果を踏まえ、本市の各種防災マップを更新します。

また、防災マップは市政情報センターや各区役所市政情報コーナー、堺市総合防災センターに加えて、コンビニエンスストア・郵便局・防災協定を締結している民間企業等の市民の皆様がより身近で触れる機会の多い場所で配布するほか、市ホームページや危機管理室 X、堺市公式 LINE の防災メニューでの配信を行うなど、防災をより知っていただけるよう周知を図っています。

大阪管区気象台の予測で強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域（陸上）で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合や府域で震度 6 弱以上の地震が観測された場合には、大阪府知事より学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切替えを呼び掛ける災害モード宣言が行われます。災害からの身の安全の確保や出勤・通学の抑制検討等が呼びかけられます。

本市においても、災害モード宣言について、事前に市民や事業者への周知に努めます。また、大阪府知事による宣言が行われた場合には同様の呼びかけを実施します。

平時においては、企業に対して事業継続計画（BCP）の策定を促し、災害時に安全確保を最優先としつつ、事業活動の継続や休止判断が円滑に行えるように支援しています。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

（回答）危機管理室 危機管理課

建設局 土木部 土木監理課

土砂災害や河岸崩壊等の影響により鉄道や電気、ガス、通信等の生活関連インフラ設備に被害が発生した場合には、各事業者と国や地方公共団体が協力して応急対応・早期の復旧に取り組みます。

大規模な通信障害が発生した場合には、衛星携帯電話や令和 7 年度に導入した衛星通信機器等を使用し、生活関連インフラ設備の事業者と連絡を取り合い、各事業者、国及び地方公共団体が協力して応急対応・早期の復旧に取り組みます。

災害時に通信が遮断されている指定避難所等における情報アクセス手段は、可搬型の衛星通信機器を令和 7 年度に導入し、災害時の通信環境の確保に努めています。

災害時に交通インフラが寸断されて孤立地域等が発生した場合等は、自衛隊等の防災関係機関と協力し、移動手段の確保に努めます。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答) 建築都市局 交通部 交通政策課

本市では、市民の方に公共交通をご利用いただけるよう、鉄軌道、路線バスに加えて、鉄道駅やバス停から離れた地域の移動手段の確保を目的とした堺市乗合タクシーを運行しています。また、バス路線の維持確保のため、一部の生活交通路線に対し、国及び本市が補助を行っています。

令和 4 年 12 月に設置した堺市地域公共交通活性化協議会には、公共交通事業者、学識経験者のほか、公共交通利用者・労働組合・国や大阪府等に参画いただき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議しています。また、協議会での議論を経て令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」において、多様な関係者の連携・協働の下、持続可能な公共交通ネットワークの形成と利用しやすい移動サービスの充実に取り組むこととしています。

日本版ライドシェアは、大阪市や本市の一部等からなる大阪市域交通圏では、令和 6 年 5 月 31 日から事業が開始されています。安全性の確保としては、国の許可基準として、資格要件、管理運営体制、損害賠償能力等が定められているほ

か、許可に付する条件として、使用する自家用車、自家用車ドライバー、運送形態・態様等が定められています。本市としては、利用者の安全性の確保等について、制度の実施状況等を注視します。

引き続き関係者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組み、維持確保を図ります。

(回答) 市長公室 政策企画部 公民連携課

大阪スマートシティパートナーズフォーラムに参加している企業等と連携し、移動手段の多様化をめざします。

(回答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、これまで、買物弱者対策として、商店街等が行う移動販売等に対し支援を行ってきました。今後とも市内関連部署と連携を図りながら、商店街等が実施する自主的な取組を支援します。

(11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、堺市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

(回答) 上下水道局 技術力強化担当、総務部 人事労務担当、水道部 水道事業調整課、下水道管路部 下水道事業調整課

【技術職員・技術継承について】

市民生活を支える上下水道管が老朽化するなか、管路の損傷による漏水事故や道路陥没事故の増加が懸念されることから、効率的・効果的な管路の更新・改築及び維持管理のため、新技術や民間のノウハウを活用し、漏水調査や今後増大する老朽管の改築・更新工事を計画的に実施します。また、事故が発生した場合も、迅速に対応できる体制を維持します。

水道管は、計画的に管路の漏水調査等の点検・維持管理及び老朽化対策として水道管路の更新を実施し、健全性の確保に注力しています。

市全域の管路の漏水調査は、令和 7 年度に新たな取組として、新技術である人工衛星画像の解析技術を用いた漏水探知を実施し、漏水の疑いのあるエリアの絞り込みを行いました。これにより、対象管路を抽出することで、効率的かつ

効果的に人的な調査を実施します。

また、水道管の更新は、漏水実績等を基に目標耐用年数を設定し、管種等により老朽度を評価し優先順位を定め、計画的に実施しています。

下水道管は、硫化水素が発生しやすいなど腐食のおそれ大きい箇所について、法令で5年に1回以上の頻度で点検が義務付けられていますが、本市では、頻度の基準を高めて点検を実施しています。また、老朽化対策は、予防保全の観点から調査を実施し、破損等が判明した劣化管は、修繕・計画的改築・経過観察を判定し対応しています。

これらの上下水道施設の適切な維持管理を行うために必要な人員体制の確保に向けた人員配置や市全体での技術職員の確保に向けて、上下水道局としても職員採用試験における受験者数の増加に資する取組等を行います。

技術継承としては、各職場でのOJTや研修の実施、ナレッジマネジメント手法を活用した効率的な人材育成、技術継承の取組に加え、上下水道一体となり技術及び知識の維持・向上に取り組んでいます。

【有機フッ素化合物等化学物質への対策】

全国各地で有機フッ素化合物が検出されていることを踏まえ、本市では市民の皆様安心して水道水をご利用いただけるよう令和6年度から市内の水道水における実態調査を実施しています。また令和7年度は調査回数を年4回に拡充しモニタリングを強化しています。令和8年度以降は、分析装置を整備し、自己検査にて対応できるよう準備を進めています。調査の結果は、上下水道局のホームページをはじめ広報さかいやSNS(X)等を通じて広くお知らせしており、今後も市民の皆様様の安心につながる情報の発信に努めます。

(12) 空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体

間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

(回答) 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

本市では、地域住民の代表や学識経験者等で構成する住生活審議会で意見を聞き「堺市空家等対策計画」を策定しています。本計画に基づき空き家化の予防、活用・流通促進、管理不全空き家対策を不動産関係団体や民間事業者等と連携し、また、他自治体と情報共有等を行い、あわせて当審議会にも空き家の現状を報告等しながら、総合的に取り組んでいます。

空き家化の予防の取組として、自宅等の所有不動産の今後について考えてもらうきっかけとなるすまいのプランニングノートの配布やすまい相続・活用セミナー、専門家相談等を実施しています。

活用・流通促進の取組として、空き家の利活用を検討している所有者に対し不動産団体の協力事業者から利活用の提案を行う空家等利活用支援制度や市内の空き家を購入し、市外からの転入又は市内の賃貸住宅から転居した若年・子育て世帯に対して補助を行う子育て世帯等空き家活用定住支援事業、空家等管理活用支援法人を指定し、空き家所有者からの相談に対し、相談から活用までワンストップで総合的・伴走的に支援を行っています。

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、堺市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、堺市民の健康と生活環境の向上を図ること。

(回答) 環境局 環境事業部 環境業務課

本市では、「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」（平成 21 年施行）に基づき、公共の場所（道路、広場、公園等）において喫煙をしないように努力義務を課し、吸い殻や空き缶、紙くず等のポイ捨てを禁止しています。本条例では更に路上喫煙等禁止区域を指定して、区域内に指定喫煙所を 4 か所設置しています。

また、「堺市路上喫煙等マナー向上に関する要綱」（平成 26 年施行）に基づき、路上喫煙等マナー向上重点啓発区域を指定して、各区域に指定喫煙所を設置しています。

これからも路上喫煙の防止及びポイ捨ての禁止並びに喫煙及びまちの美化に関するマナーの向上を目的に、駅周辺等人通りの多い場所を順次区域指定して

指定喫煙所を設置し、市民の健康と生活環境の向上を図ります。

なお、設置費用の補助制度や維持管理に係る財政的支援制度は、創設する予定はありません。

【路上喫煙等禁止区域】

- ・堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺（平成 22 年）
- ・堺東駅南側公衆用道路（令和 3 年）

【路上喫煙等マナー向上重点啓発区域】

- ・堺東駅西側周辺（平成 26 年）
- ・中百舌鳥駅周辺（平成 26 年）
- ・三国ヶ丘駅周辺（平成 28 年）
- ・堺市駅周辺及び堺市駅前商店街周辺（平成 30 年）
- ・光明池駅周辺（令和 4 年）
- ・深井駅周辺（令和 7 年）
- ・泉ヶ丘駅周辺（令和 7 年）

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について

阪神・淡路大震災から 30 年が経過しました。この間、2011 年「東日本大震災」・2016 年「熊本地震」・2024 年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の 30 年内発生確率も 80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

(回答) 危機管理室 危機管理課

本市では、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した際における行政及び各防災機関が連携した災害対応の確認や市民への防災啓発のため、毎年、近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練や大阪 880 万人訓練、堺市震災対策図上訓練、避難所対応職員向け防災訓練等の訓練を実施しています。

市民参加が可能な訓練では、市ホームページ、広報紙、市公式 SNS 等を通じて周知・啓発を図り、積極的な参加を促しています。

加えて、各地域においては校区自主防災組織が主体となり、避難訓練、応急手当訓練、避難所開設・運営訓練等、地域の特性を踏まえた多様な自主防災訓練が年間 87 回（令和 6 年度）実施されています。

これら訓練の実施により、本市災害対応力及び地域防災力の向上に取り組んでいます。

(2) 各自治体による少子化対策について<継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

(回答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課、子育て支援部
幼保政策課

本市では、妊娠、出産、子育て、教育に至るまで切れ目のない子育て支援を基本として、身近な地域での子育て相談・支援の取組の充実をはじめ、こども園等の利用のしやすさや子育てに係る経済的な負担軽減等を推進しています。

また、こどもが安全に安心して学ぶことができる学校環境の確保に向け、公教育の充実や、放課後児童対策等事業、奨学金制度等の支援施策、教育環境の整備等に取り組んでいます。

こうした様々な子育て施策を推進することが、結果として、少子化対策にも資すると捉えています。

多子世帯の保育料無償化は、国制度では第2子が半額、第3子以降は無償（いずれも上のきょうだいの年齢等に係る条件あり）とされていますが、本市では、きょうだいの年齢等の条件なく第2子以降の保育料を独自で無償化しています。

子ども医療費助成制度は、大阪府の乳幼児医療費助成事業に本市独自の取組を合わせて実施しています。大阪府の事業では小学校就学前児童が対象となっていますが、本市では平成22年7月に対象を中学校卒業までに、平成31年4月には18歳の年度末までに拡充しました。現在では、多くの市町村が18歳までを対象としていますが、本市は他市に先駆けて拡充してきました。

また、その他の独自の取組として、所得制限の撤廃、入院時食事療養費の助成も実施しています。

今後も、子育て世代の状況や多様なニーズを的確に捉えた子育て支援の充実に努め、堺に居住されている方や今後堺に居住される方にも、堺でこどもを生き

育てたいと思っただけできるよう、より安心して子育てできる環境整備に取り組めます。

(回答) 教育委員会事務局 総務部 教育政策課

こどもが安全に安心して学ぶことができる学校環境の確保に向け、公教育の充実や放課後児童対策等事業、奨学金制度等の支援施策、教育環境の整備等、様々な取組を推進することが、結果として、少子化対策に寄与すると考えています。

主な取組として、令和 6 年度には大学生等を対象とする堺未来応援奨学金制度を創設し、高校生等は対象を全学年に拡大し、給付額を増額するなど、就学支援の充実を図っています。また、教育環境の整備は、令和 7 年度から、全員喫食制の中学校給食や小学校給食費の無償化の段階的な実施、全中学校区で学校群を中心としたマネジメントを開始しています。

(3) 子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組を積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

(回答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

本市では、様々な家庭環境で暮らすこどもたちが安心して過ごせる居場所としてのこども食堂の活動の輪を広げ、支えるため、平成 29 年度から堺市社会福祉協議会に委託して「さかいこども食堂ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設けています。

ネットワークは、常設型フードドライブの設置、寄附の募集や食材・ボランティア等のマッチング、交流会や研修会の開催、傷害保険等への団体加入等、安心して継続実施していただけるよう様々な支援を実施し、こども食堂の運営団体のみならず、大学や民間企業等様々な団体が参画し、つながり、連携してこども食堂の活動を支えています。

資金面の支援として、開設支援補助金として 20 万円を上限に助成しています。また、クラウドファンディング等市民や企業等からの寄附金を活用して、食材や物品の購入に充てることのできるプリペイドカードの配付や物品等の追加や更新費の助成等も実施しています。今後も、こども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各こども食堂が主体性を持って継続して活動できるよう様々なサポートを実施します。

8. 堺地区協議会独自要請

(1) 堺臨海地区における防災対策の強化について

令和 2 年 8 月に大阪湾沿岸における最大規模の高潮に係る浸水想定区域が公表された。この公表結果に基づき、ここ数年で、様々な施策を講じているが、堤防の嵩上げ等の海岸保全施設の増強計画について、早期整備に向け大阪府に対して継続して要望すること。

加えて、臨海地域における、地震・津波、高潮による人的被害を防止するための避難計画について、地域で働く方のみでなく、7-3 区内の公園利用者も含めた避難経路の確保に向け、事業所間連携の促進に向けた働きかけを積極的に行い、具体的かつ実効性のある施策の実現に向け取り組むこと。

(回答) 危機管理室 危機管理課

大阪府と兵庫県が作成した大阪湾沿岸海岸保全基本計画では、近年の台風等を踏まえた海岸保全施設の整備等が重要な課題であるとされており、堺臨海地域を含むエリアの高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する考え方が示されています。

こうした中、本市は大阪湾沿岸に位置する他市町とともに、大阪府に対し、海岸の保全のための機能等の整備や近年大型化している台風による高潮等への対策に努めるよう要望しています。

7-3 区における公園利用者の避難経路確保は、共生の森内に整備されているちぬみ山（RS 山）への経路管理等に関する大阪府等との協議について検討を行います。

また、本年 6 月臨海地域における自然災害による人的被害の防止を目的に大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画等に基づく事業所間連携の実効性を確認するため、堺泉北臨海地区 7 区内の事業所 4 社が連携し、従業員の事業所内通路の通り抜けや緊急自動車の通行の確認等、公共道路が通行できないことを想定した訓練を実施しました。今後も、大阪府と連携して、このような事業所間連携を支援します。

(2) 交通バリアフリー化整備促進について

全国的に公共交通の存廃に関する報道がなされる等、交通事業者は厳しい経営状況にある。生活に欠かせない公共交通機関の代表であるバス・路面電車事業に対し、今後も国の交付金活用や市の予算措置により、引き続いての支援をお願いしたい。

特に交通弱者の生活交通確保・社会参加促進の観点に加え、バス・路面電車事業回復に向けての大きな投資でもあるノンステップバス・車両導入に対しては、国の動向に左右されず、「堺市生活交通改善事業計画」に基づき、計画通り進めていただきたい。

(回答) 建築都市局 交通部 交通政策課

公共交通を取り巻く環境は、通勤・通学利用の減少や燃料費高騰等による運行コストの増大、運転士等の公共交通を支える担い手の不足等により厳しい状況にあると認識しています。

そのような中、本市では、市民生活を支える生活交通の確保に向けて、満 65 歳以上の市民を対象としたおでかけ応援制度による利用促進やバス事業者から退出意向のあったバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して運行経費の一部の補助、阪堺電車の軌道施設の改修や施設の高度化等のための経費の補助等を実施しています。

加えて、厳しい経営環境に置かれている路面公共交通事業者に対して令和 6 年度に引き続き、令和 7 年度も国の地方創生臨時交付金を活用した燃料費等の高騰による負担増への支援を実施しました。引き続き、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進等に取り組み、路線の維持確保に努めます。

ノンステップバスや路面電車の低床式車両の導入は、国と協調した補助を実施しており、引き続き、交通事業者・国・本市が連携し車両のバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 泉北ニュータウン活性化対策について

現在、堺市 SENBOKU スマートシティ構想において協働で事業を推進し、企業・団体・地方公共団体などの会員を募り活性化を図るとしている。そのなかで新しい移動手段の導入により、幅広い世代が距離や利用シーンに応じて最適な移動手段を選択できる環境をめざすとし、AI オンデマンドバスの実証実験が行われているが、利用者からは非常に好評であり、本格運用を求める声が多い。交通不便地域という事もあり、幅広い年代での利用者が増えており、地域住民にとっては必要なインフラとして認識されている。

しかし、AI オンデマンドバス事業は採算をとるのが難しく、民間委託では、不採算路線からの撤退も十分に考えられ、地域の魅力向上や発展には繋がらない。

AI オンデマンドバス事業については企業任せの要素が強く、「南海電鉄が主体となって実施するもの」として回答が示されている。

魅力向上・住みたいと思われる街づくりには、交通弱者への地域住民が移動しやすい環境整備が重要となってくる。本格運用を見据え、このAI オンデマンドバス事業を持続可能なものとするためにも、積極的な支援をお願い申し上げます。

(回答) 泉北ニューデザイン推進室 スマートシティ担当

SENBOKU スマートシティ構想では、地域内外の企業や大学等多様な主体がそれぞれの知恵やノウハウ等を活かしたプロジェクトを実行し、地域課題の解決により住民の暮らしの質の向上を図る取組を進めることとしています。

また本構想を進めるため、公民がイコールパートナーで上記取組を推進するための組織体として、令和4年6月に「SENBOKU スマートシティコンソーシアム」を設立し、令和7年9月時点では、160を超える企業・大学・地元自治会等が会員として参加しています。

AI オンデマンドバスの実証事業における本市の役割は、地域住民や警察、関係団体等との協議及び調整、事業の広報及び周知、地域課題に関する効果検証を担っています。現在は、新たなスキーム及び条件での実装化の可能性について、協議を行っています。

今後こうした役割を通じて、当サービスの実装に向け、連携事業者等と一体となって取組を進めます。

(4) 熱中症対策について

本年もこれまでと同様に、命にかかわるような危険な猛暑となった。企業への対策啓蒙を継続していただくと同時に、堺市独自あるいは周辺自治体と共同により熱中症対策を進めていただきたい。

具体的には、人が集中しうる場所へのスポット的な冷風扇等の配置、信号待ちなど逃げ場がない箇所への日よけの設置など検討をすすめていただきたい。

(回答) 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

健康福祉局 保健所 保健医療薬務課

産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から増加傾向にあり、特に熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、令和7年6月に労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が強化されました。

本市では、市ホームページに労働安全衛生規則の改正内容を案内し、職場で取り組むべきことや高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家によ

る指導を受けるための経費の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）を掲載することで、周知に取り組んでいます。そのほか、例年国で夏季に熱中症予防について取り組む STOP！クールワークキャンペーンも、メールマガジン等で発信するなどし、企業に対し熱中症対策への意識啓発を図っています。引き続き国等と連携し、熱中症予防に向けた企業への意識啓発を図ります。

また、令和 6 年 4 月 1 日の改正気候変動適応法の施行により、市町村長によるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定が可能になりました。これを受けて本市においても、熱中症対策として従来のクールスポットを気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として改めて位置づけ、冷房設備を有する市内の公的施設 26 か所、民間事業者施設 37 か所（令和 7 年 10 月 22 日現在）を指定しています。

これらの本市独自の取組に加え、気候変動適応近畿広域協議会等への参画を通じて周辺自治体との情報共有を行い、効果的な取組を検討しています。